

# 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年 12月26日

独立行政法人国立病院機構  
三重中央医療センター院長 霜坂 辰一

## 1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名及び数量  
新生児用衣類賃貸借契約 一式
- (2) 仕様等  
別紙仕様書により
- (3) 契約期間（履行期限）  
平成30年 4月 1日～平成33年 3月31日
- (4) 履行場所  
国立病院機構三重中央医療センター
- (5) その他  
独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第22条の規程に基づき単価契約とする

## 2. 競争参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている場合は除く）でないこと。
- (2) 独立行政法人国立病院機構東海北陸地域において指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）で以下の資格を有する者であること。
  - ① 資格の有効期間『平成28年・29年・30年度有効』
  - ② 資格の種類『役務の提供』
  - ③ 資格の等級『A、B、C、D』
  - ④ 競争参加地域『東海北陸』
- (4) 医療法に基づいて、下記の条件を満たしていること。（医療関連サービスマークを保持しているものは下記の条件を満たしていることとする）
  - ① 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。
  - ② 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の外の施設と区分されていること。
  - ③ 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場、及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれが区分させていること。
  - ④ 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。
  - ⑤ 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。
  - ⑥ 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。
  - ⑦ 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。
  - ⑧ 寝具類の受取及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。
  - ⑨ 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。
  - ⑩ 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っていること。
  - ⑪ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
    - イ 運搬の方法
    - ロ 医療機関から受け取った洗濯物の処理方法
    - ハ 施設内の清潔保持の方法
  - ⑫ 次に掲げる事項を記載した業務案内を常備していること。
    - イ 寝具類の洗濯の方法
    - ロ 業務の管理体制
  - ⑬ 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

### 3. 契約条項を示す場所

〒514-1101

三重県津市久居明神町2158番地5

独立行政法人国立病院機構

三重中央医療センター2階 企画課 契約係 瓦谷 大祐

TEL 059-259-1211 (内線1215)

FAX 059-256-2651

### 4. 競争執行の場所及び日時

(1) 競争入札参加資格を有することを証明する書類の受領期限

平成30年 1月25日 17時00分まで

(2) 入札書の受領期限

平成30年 1月25日 17時00分まで

(3) 開札の日時及び場所

平成30年 1月26日 10時00分～

独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター2階 地域医療研修センター

### 5. その他必要な事項

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争入札資格を有することを証明する書類及び、封印した入札書を4の(2)、(3)で示す受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 交渉権者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格(総価)をもって有効な入札を行なった者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。

ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)が、次の各号に掲げる場合にあっては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする。

① 申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

② 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

(7) 契約価額の決定

第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価額を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うこととする。

(8) 詳細は入札説明書による。